

富山県除雪オペレーター育成支援事業費補助金交付要領

富山県土木部道路課
平成 28 年 3 月 25 日

1 要領の目的

この要領では、富山県除雪オペレーター育成支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、必要な事項について記載しています。

2 事業を変更または廃止する場合について

事業の内容を変更又は廃止する場合は、申請書（様式第 1）を道路課雪対策係に提出してください。

3 事業用口座について

補助金は、登録された口座にお支払いします。なお、以下の場合はそれぞれ必要書類を道路課雪対策係に提出してください。

(1) 新しく口座を登録する場合又は過去の登録情報（代表者の氏名等）に変更がある場合

ア 債主名登録（変更）書兼口座振替届（控）（様式第 2） 1 部

イ 通帳の 1 ページ目のコピー 1 部

(2) 申請者と口座名義人が異なる場合

ア 委任状（様式第 3） 1 部

4 実績報告書について

実績報告書の提出時期及び様式については、要綱第 10 条をご覧ください。なお、実績報告書の作成にあたっては、下記事項に注意のうえ、補助事業に係る事柄のみを記載してください。提出先は道路課雪対策係です。

ア 実績報告書（要綱様式第 2 号）には、交付申請の際と同じ印を押してください。

事業実績には、事業を実施した日付や場所など、具体的に記入してください。

イ 補助金の使途に関する確認書類として、何に要した費用かわかる領収書などの写しを添付してください。

ウ 補助事業の内容にかかわらず、運転免許証の写しと除雪機械管理施工技術講習会受講証の写しを添付してください。

5 除雪機械運転者届について

支援を受けた企業は、富山県除雪オペレーター育成支援事業費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の交付条件を証明するため、道路除雪委託要領第 15 条第 3 項に基づき土木センター、土木事務所の監督員に届出する除雪機械運転者特例届または除雪機械運転者届の写しを、監督員に提出する同日までに、交付年度からその翌々年度まで 3 年間提出してください。提出先は道路課雪対策係です。

6 補助金のお支払いについて

(1) お支払いの時期

補助金は、実績報告書の審査が終わってから、登録口座に振り込まれます。

(2) 下記の場合は、交付決定を取り消し、補助金のお支払いをしません。また、補助対象外経費が実績報告に含まれていたなど、不適切な経理があった場合は、補助金は減額されます。

ア 補助事業の実施が確認できない場合

イ 大型特殊免許の取得及び除雪機械管理施工技術講習会の受講が確認できない場合

ウ 要綱第8条による承認を受けずに、補助事業の内容を変更又は補助事業を廃止した場合

エ 富山県補助金交付要綱第15条の規定に該当する場合

(3) 下記の場合は、補助金をお支払いした後であっても、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

ア 支援を受けたオペレーターが、支援を受けた企業で県管理道路の除雪(大型特殊免許を必要とする作業に限る)を行っていることが確認できない場合

イ 道路除雪委託要領第15条第3項に基づき監督員に届出する除雪機械運転者特例届または除雪機械運転者届の写しを、監督員に届出する同日までに、交付年度からその翌々年度まで道路課雪対策係に提出されない場合

7 申請・お問い合わせ窓口

事業の実施にあたって、不明な点が生じた場合は、その都度道路課雪対策係にお問い合わせください。

富山県土木部道路課雪対策係 TEL 076-444-3315

8 適用

この要領は、平成28年度の補助金から適用します。